

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 9 月 3 日 (火) 第 546 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

示

○洪水浸水想定区域の指定 ( 4 件 )

(河川課取扱い) 1

告

示

### 鹿 児 島 県 告 示 第 652 号

水防法 ( 昭 和 24 年 法 律 第 193 号 ) 第 14 条 第 2 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 洪 水 浸 水 想 定 区 域 を 指 定 し た 。

令 和 6 年 9 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 河 川 の 名 称

清 水 川 水 系 清 水 川

2 指 定 の 区 域 及 び 浸 水 し た 場 合 に 想 定 さ れ る 水 深

別 紙 図 面 の と お り

( 「 別 紙 図 面 」 は , 省 略 し , 鹿 児 島 県 土 木 部 河 川 課 及 び 始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局 建 設 部 河 川 港 湾 課 に 備 え 置 い て 縦 覧 に 供 す る 。 )

### 鹿 児 島 県 告 示 第 653 号

水防法 ( 昭 和 24 年 法 律 第 193 号 ) 第 14 条 第 2 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 洪 水 浸 水 想 定 区 域 を 指 定 し た 。

な お , 令 和 元 年 10 月 15 日 鹿 児 島 県 告 示 第 423 号 ( 洪 水 浸 水 想 定 区 域 の 指 定 ) は , 廃 止 す る 。

令 和 6 年 9 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 河 川 の 名 称

天 降 川 水 系 天 降 川 , 角 之 下 川 , 手 籠 川 , 郡 田 川 , 西 光 寺 川 , 霧 島 川 , 狩 川 , 真 田 川 , 嘉 例 川 , 中 初 場 川 , 中 津 川 , 小 谷 川 , 石 坂 川 , 三 体 川 , 久 留 味 川 , 馬 渡 川 , 万 膳 川 , 佃 川 , 竹 田 川 , 鑄 河 川 , 清 水 川 , 紫 尾 田 川 及 び 正 牟 田 川

2 指 定 の 区 域 並 び に 浸 水 し た 場 合 に 想 定 さ れ る 水 深 及 び 浸 水 の 継 続 時 間

別 紙 図 面 の と お り

3 計 画 降 雨 に よ り 当 該 河 川 が 氾 濫 し た 場 合 に 浸 水 が 想 定 さ れ る 区 域 及 び 浸 水 し た 場 合 に 想 定 さ れ る 水 深

別 紙 図 面 の と お り

( 「 別 紙 図 面 」 は , 省 略 し , 鹿 児 島 県 土 木 部 河 川 課 及 び 始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局 建 設 部 河 川 港 湾 課 に 備 え 置 い て 縦 覧 に 供 す る 。 )

### 鹿 児 島 県 告 示 第 654 号

水防法 ( 昭 和 24 年 法 律 第 193 号 ) 第 14 条 第 2 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 洪 水 浸 水 想 定 区 域 を 指 定 し た 。

令 和 6 年 9 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 河川の名称  
 検校川水系検校川及び鎮守尾川
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深  
 別紙図面のとおり  
 （「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第655号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

令和6年9月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 河川の名称  
 高橋川水系高橋川
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深  
 別紙図面のとおり  
 （「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）